

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		管理計画の認定
根拠条例・規則等名		マンションの管理の適正化の推進に関する法律
条 項		第5条の3
所 管 部 課		建設局 建築部 住宅政策課（電話：048-829-1518）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>審査基準は、以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第5条の4の定めによる。 ・さいたま市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則の定めによる。 ・さいたま市マンション管理適正化指針の定めによる。
	設定等年月日	令和5年4月1日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p>14日</p> <p>ただし、申請図書等の不備が確認されたものについては、この限りではない。</p>
	設定等年月日	令和5年4月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		